

## 給料ファクタリング事業者に対する集団的消費者被害回復請求事例報告

埼玉消費者被害をなくす会 副理事長 長 田 淳

## 第1 給料ファクタリング業者に対して訴訟を提起するに至った経緯

## 1 端緒

2020年1月ころ、給料ファクタリングという名目で出資法の年20パーセントを大幅に超える割合の手数料（1ヶ月未満先の買取で手数料20パーセント・年利換算300パーセント以上）でお金を貸し付けている事業者の相談が増えている現状を把握した。相談の多い事業者として株式会社 ZERUTA（新宿区・サービス名七福神）などの名前があがった。

## 2 事業者の事業の概要

給料ファクタリング業者が行っているのは、違法な高金利金融であるが、出資法や貸金業法の脱法を意図したものである。具体的には、給料のうち一定額を給料ファクタリング業者に譲渡する貸金譲渡契約書を締結する。その際、手数料を控除し、たとえば給料のうち、5万円を4万円で買い取る契約をする。そして、この譲渡した分の5万円の給与債権について、給料ファクタリング業者は、顧客に対して無償で債権回収を委託する。消費者が、回収した金員を期日までにファクタリング業者に振り込むことを条件に、ファクタリング業者は、勤務先に対して債権譲渡通知を送付しないという契約内容である。これは、4万円の金員に1万円の利息を付けて返済するのと同じことになる（この場合、実質金利は年利300%以上であり、出資法で事業者に刑事罰が処される年20%を大幅に上回る）。

## 3 法的な問題点

## ・五稜会事件判決（最判H20. 6. 10）

出資法違反の違法な高金利の貸し付けについては、いわゆる五稜会事件判決（最高裁平成20年6月10日判決）が存し、業者に給付した金額は不法原因給付にあたり、返還義務がない。業者に返還した金額は全額損害として賠償請求できる。上記の例では、受領した4万円を控除することなく事業者を支払った5万円が損害となる。

・家具リース、車金融に関する刑事裁判例等の存在（大阪地判H13. 9. 27など）  
法形式にとらわれず、出資法違反等を認定している。

## ・労働基準法の直接払いの規定があり、そもそも債権譲渡として構成することはできない。この点に関しては2020年3月に金融庁も同様の見解を公表した。

## 4 多数性・共通性の要件

集団的消費者被害救済制度では、多数性と共通性の要件をみたすことが、共通義務確認訴訟の要件とされる。この点も検討された。

新聞などでも報道され始めており、規模はともかく多数性の要件はみたすものと考えられた。また、貸し付け条件は、HP上、手数料10パーセントからとされており、相談把握している20%でない事例があるとしても、いずれも出資法違反の金利相当額を優に超えており、共通性の要件もみたすと考えられた。

## 5 本件を扱う意義

消費者は、こういった事業者からの借り入れを勤務先に知られたくないという方が多く、多数の消費者が泣き寝入りを強いられている。また、この事案を個人で行った場合、わかって契約しているのだからというような見方をされたり、当該個人が生活上の問題を抱えたりしていることなどから、訴訟提起した場合でも和解等を強いられ、判決で当該商法の違法性を確認する事態まで至らない。そうすると、給料ファクタリング事業者の違法性が消費者に周知されないまま被害が継続していくおそれがあるのではないかと考えられた。そこで、共通義務確認訴訟を提起し、給料ファクタリング事業者が、不当利得返還義務を負うことが確認できると、同一の商法の撲滅につながるという社会的意義もあるのではないかと考えられた。

## 6 本件を扱う場合の問題点

### (1) 実際の被害回復の困難性

事業者が訴訟中に事業を停止したうえで、事実上の逃走を図るという問題が常にある。この点で、実際の被害回復につながるのかどうか、二段階目の手続きの実効性に疑問がある。共通義務確認の判決後、二段階目の手続きは義務なので当会に赤字が生じる危険性が十分に考えられる事案であった。

### (2) 社会的意義も重視

しかし、当会としても、特定適格消費者団体の認定を受けている以上、なるべく早い段階でこの制度を利用した訴訟を経験する必要と責任を意識してきたこともあり、給料ファクタリング商法の撲滅という社会的意義を重視し、2020年1月に取り扱うことを検討委員会で決定し、2月に訴状案を確定し、その際、国民生活センターの立担保援助制度を利用することも決めた（正式には3月理事会で承認手続き）。

## 第2 保全手続き

### 1 被保全債権の特定について

被保全債権については、通常の民事訴訟では、かなり厳格な特定が必要とされるが、共通義務確認訴訟を本案とする仮差押手続きにおいては、債権者数とその平均損害額を想定して、その総額で特定することになる。今回は、国民生活センターから開示を受けたパイオネット相談情報において、自ら又は知人が契約していることを内容としている件数（14件）をもとに、消費生活センターに相談する人は全体の5パーセントを超えることはないこととの想定のもと債権者（対象消費者）の数を280名と想定した。損害額については、当会で把握している相談例の一回の買取額が5万円であったこ

とから5万円と想定し、1400万円を被保全債権額の総額として特定した。

この金額をあまり大きくすると、担保金の額が増えてしまうため、その意味でも若干控えめに想定する必要もあった。

## 2 国民生活センターによる立担保援助制度の利用

当会において、訴訟及び保全手続きについて、正式に理事会で承認されたのは、2020年3月24日であるが、保全手続きを早期に行う観点から、国民生活センターへは3月中旬ころから事前に相談させていただいていた。

その結果、援助申込を翌25日に行い、援助のための審査会は翌26日に開催してもらうことができた。審査会を経て同日中に援助決定の連絡をもらう形になり、翌27日にさいたま地裁に仮差押の申し立てをすることができた。なお、その後の立替保証委託契約による立担保に至るまで国民生活センターの援助は極めて迅速で、協力的であった。

## 3 仮差押決定と保全の成否

3月27日に保全の申立をしたものの、仮差押決定は1か月以上経過した4月28日になりようやく発令された。担当裁判官の転勤や新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響などで裁判所からの補正やその対応などについて、かなりの時間を経過することになった。この間に、一定の財産が散逸した可能性が疑われる事情もあり、この点については、極めて残念に思っている。なお、担保金の額は、仮差押債権の30%の額である420万円であった。

結果として、保全できた金額は200万円程度にとどまっている。

## 第3 訴訟提起

### 1 訴訟提起に至るまでの事情の変化

#### (1) 金融庁が見解を公表

金融庁が2020年3月はじめに、給料ファクタリング事業については、貸金業に該当するとの見解を公表した。これにより、給料ファクタリング事業者が無登録で貸金業を営業していることになり、事業が違法であることが行政府の見解として明確にされた。

#### (2) 判決の報道

3月下旬、東京地裁において、給料ファクタリング事業者に対する損害賠償請求が認容されたとの新聞報道がなされた。

#### (3) 個別の被害者を申立人、原告とする被害救済弁護団による保全及び訴訟提起

#### (4) (株)ZERUTAの営業停止と給料ファクタリング業者の廃業

同種事業者も多くが営業を取りやめ、ホームページ上の広告も(違法を前提とする事業者を除けば)、ほとんどなくなった。

本件訴訟が目指した給料ファクタリング事業の違法性の確認については、訴訟提

起に至る経過までに概ね達成されたといえる状況となった。

## 2 本案訴訟の提起と判決

2020年6月8日に訴訟を提起した。送達の確認などに期日を要したが、2021年2月26日、当会の請求を全部認容する判決がなされ、3月18日に確定した。

なお、この間、警視庁が被告代表者ほか、被告関係者を逮捕し、その後、法人であるZERUTAとともに代表者外1名を出資法違反等の罪で起訴し、有罪判決が出されている。

## 3 簡易確定手続きの申し立てから配当まで

裁判所との事前協議等を経たのち、2021年4月12日に簡易確定手続きの申し立てを行い、5月18日に開始決定を得た。手続き参加の募集を経て23名から授権し、届け出債権としては、20,457,139円（遅延損害金、申立団体に支払う費用相当の損害賠償請求権含む）を届け、全額が確定した。回収額は1,937,320円（本執行による払戻し金）。これを按分配当して手続きは終了した。

以 上